

# 大分県報

令和四年  
号外（六九）  
十月三日

（月曜日）

## 目次

### 公 告

競争入札参加者の資格に関する公示（三件）……………一  
総合評価一般競争入札の実施……………四

### 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。  
令和四年十月三日

#### 一 調達をする物品等の種類

建築関係建設コンサルタン ト 建築一般 別府総合庁舎建替事業に係る建設設計業務及び工事監理業務

#### 二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加できない者

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 次のいずれかに該当する事実があつた後、三年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(1) 契約の履行に当たり、故意に業務等を粗雑にし、又は数量等に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

令和四年十月三日

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者  
(4) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者  
(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者  
(6) (1)から(5)までのいずれかに該当する事実があつた後三年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者  
(三) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者  
(四) 大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等（昭和六十年大分県告示第二百三十五号）第七の一の(二)及び二の(二)で定める暴力団関係者に該当する者  
2 資格審査事項については、次のとおりとする。  
一 令和三年十二月一日（以下「審査基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（以下「基準年度」という。）及びその前年度の年間平均契約実績高

#### 二 経営規模

(一) 自己資本額（法人にあつては基準年度の決算（以下「基準決算」という。）における資本金額（出資総額を含む。）に準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあつては次年繰越純資本金の額をいう。以下同じ。）

#### 三 経営比率

(一) 流動比率（直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

(二) 自己資本固定比率（直前決算における自己資本額を固定資産の額で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

(三) 総資本純利益率（基準年度における純利益の合計額を基準決算における総資本の額（法人にあつては流動負債、固定負債、引当金、資本金、法定準備金及び剰余金の額の合計額を、個人にあつては流動負債、固定負債、引当金、純資本金、当年利益金及び事業主借勘定の額の合計額をいう。）で除して得た数値を百分比で表わしたものをいう。）

#### 四 営業年数（審査基準日までの営業年数をいう。）

三 入札を希望する者の資格申請の方法等（令和四年四月二十二日から令和五年三月三十一日まで有効な「建設コンサルタン ト等登録業者一覧表」に記載されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）

大分県報号外（公告）

一

<p>1 申請の方法 県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。</p> <p>2 申請書の提出先及び問い合わせ先 大分県土木建築部公共工事入札管理室入札管理班 〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一―一 電話 ○九七―五〇六―四五二七</p> <p>3 申請の時期 令和四年十月三日から同年十一月二十五日までとする。</p> <p>四 入札参加資格の有効期間 資格を取得した日から令和五年三月三十一日までとする。</p> <p>五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法 1 申請書の交付場所 三の2に同じ（インターネットによる入手が困難な者に限る。）。 2 インターネットによる入手 大分県ホームページ <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/h-shikakushinsei.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/h-shikakushinsei.html</a></p> <p>六 入札参加資格の取消し等 1 入札参加資格を有する者が二の1の各項目のいずれかに該当するに至った場合は、当該入札参加資格を取り消し、かつ、その事実があった時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加できないものとする。 2 1により入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。</p> <p>七 その他 入札の参加に当たっては、他の参加資格についても取得を確認すること。</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。 令和四年十月三日</p> <p>一 調達をする物品等の種類 大分県知事 広 瀬 勝 貞 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事のうち、建築一式工事 別府総合庁舎建替事業</p> <p>二 競争入札の参加者資格</p>	<p>1 競争入札に参加することができない者</p> <p>(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者</p> <p>(二) 次のいずれかに該当する事実があつた後、三年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者</p> <p>(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者</p> <p>(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者</p> <p>(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者</p> <p>(4) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者</p> <p>(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者</p> <p>(6) (1)から(5)までのいずれかに該当する事実があつた後三年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者</p> <p>(三) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者</p> <p>(四) 建設業法第三条第一項の規定による建設業の許可を受けていない者及び同法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査を受けていない者</p> <p>(五) 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和三十九年大分県告示第四百八十一号）第八の一の(三)及び第八の二の(四)で定める暴力団関係者に該当する者</p> <p>2 資格審査事項については、次のとおりとする。</p> <p>(一) 建設業法第二十七条の二十三第一項の経営事項審査の項目及びこれらについての結果</p> <p>(二) 工事経歴</p> <p>(三) 工事成績</p> <p>(四) 建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は第十五条第二号イ若しくはハに該当する職員の数</p> <p>(五) 信用度</p> <p>(六) その他知事が必要と認める事項</p> <p>三 入札を希望する者の資格申請の方法等（県内に本店を有し、令和四年四月二十二日から</p>
---	--

令和六年三月三十一日まで有効な「建設業者競争入札参加資格一覧表」に登録されている建設業者及び県外に本店を有し、令和四年四月二十二日から令和六年三月三十一日まで有効な「建設業者競争入札参加資格一覧表」に登録されている建設業者は、この資格審査の申請をする必要はない。）

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問い合わせ先

大分県土木建築部公共工事入札管理室入札管理班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一―一

電話 ○九七―五〇六―四五二七

3 申請の時期

令和四年十月三日から同年十一月二十五日までとする。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から令和六年三月三十一日までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ（インターネットによる入手が困難な者に限る。）。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/17050/h-shikakushinsei.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を有する者が二の1の各項目のいずれかに該当するに至った場合は、当該入札参加資格を取り消し、かつ、その事実があった時から三年以内で知事が定める期間、競争入札に参加できないものとする。

2 1により入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

七 その他

入札の参加に当たっては、他の参加資格についても取得を確認すること。

~~~~~

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和四年十月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

~~~~~

~~~~~

一 調達をする特定役務の種類委託  
別府総合庁舎建替事業（維持管理業務）

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加することができない者

(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を過ぎている者

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

(五) 国税又は大分県税を滞納している者

(六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）

2 資格審査事項については、次のとおりとする。

(一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）

(二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）

(三) 経営規模

イ 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）

ロ 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）

(五) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。）（物品の製

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

~~~~~

造、印刷及び修理等の請負を業とする者並びに県庁舎等の清掃業務に係る者に限る。）

(六) その他知事が必要と認める事項

三 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管理課庁舎管理班

〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九七―五〇六―二九六二

3 申請の時期

令和四年十月三日から同年十一月二十五日までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 インターネットによる入手

大分県ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格審査申請書（変更届を含む。）又はその添付書類に虚偽の記載を

し、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

七 入札参加資格の取消し等

入札の参加に当たっては、他の参加資格についても取得を確認すること。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第38条の規定に基づき公告する。  
令和4年10月3日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

本案件は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札によるものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 事業名 別府総合庁舎建替事業（庁舎建替事業及び余剰地活用事業を含む。）

(2) 事業場所 別府総合庁舎 別府市大字鶴見字下田井14-1

(3) 事業期限 契約締結日から令和23年3月31日までの間で、庁舎の引渡し日の翌日から15年間の維持管理業務が経過した日まで

(4) 事業概要 別府総合庁舎建替事業入札説明書のとおり

(5) 予定価格 庁舎建替事業2,418,004,546円（消費税等相当額を除く。）

(6) 貸付料 余剰地活用事業（平米単価年額）2,772円/㎡以上

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

・ 入札参加者は、単独企業又は複数で構成した企業グループとする。なお、個人の応募は認めない。

・ 入札参加者が、複数で構成した企業グループの場合は、代表企業を定めること。

・ 代表企業は、本事業の中心的立場で本事業に関する企画・運営及び本事業の関係者の相互調整を統括して行う役割を担うとともに、県との連絡調整及び必要手続を行い、事業の円滑な遂行に責任を持つこと。

・ 入札参加者である単独企業又は複数で構成した企業グループの構成員（以下「入札参加者等」とする。）は、他の入札参加者等として重複参加してはならない。

・ 事業予定者は、事業契約締結までに特別目的会社を設立することができる。ただ

<p>し、建設業法等の各種法令との関係を整理した上で提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加表明書により、参加の意思を表明した構成員の変更は原則として認めない。</li> </ul> <p>(2) 入札参加者等に共通する参加資格要件</p> <p>入札参加者等は、次に掲げる事項を全て満たす場合でなければ、本事業に応募することができない。</p> <p>ア 入札参加者等の資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</li> <li>b 公示の日以降契約の前日までの間において、大分県が発注する建設工事等の契約並びに物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</li> <li>c 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。</li> <li>d 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。</li> <li>e 県税を滞納していないこと。</li> <li>f 入札参加者等又は入札参加者等の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）</li> <li>・ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</li> <li>・ 暴力団員が役員となつている事業者</li> <li>・ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者</li> <li>・ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者</li> <li>・ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者</li> <li>・ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非</li> </ul> </li> </ul>	<p>難される関係を有している者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者</li> </ul> <p>g 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと又は関与していないこと。</p> <p>イ 関係会社の参加制限</p> <p>入札参加者等は、他の入札参加者の構成員及び協力企業と次の資本関係又は人的関係にない者であること。</p> <p>ア 資本関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による。以下同じ。）の関係にある場合</li> </ul> <p>イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>b 人的関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一方の会社の役員（取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいい、監査役を除く。以下同じ。）が他方の会社の役員を現に兼ねている場合</li> <li>・ 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合</li> <li>・ 大分県の競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合</li> </ul> <p>ウ その他の参加不適格者</p> <p>ア 次の本事業の事業者募集等の業務に携わつている者と前記「イ 関係会社の参加制限」と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる者</p> <p>株式会社 日本経済研究所 株式会社 昭和設計 株式会社 昭和设计 長島・大野・常松法律事務所</p> <p>b 本事業の審査委員会の委員本人及び委員が属する企業並びに同社と前記「イ 関係会社」と参加制限」と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる者</p> <p>(3) 入札参加者等の業務別の参加資格要件</p>
--	---

入札参加者等のうち、以下アからエまでに示す業務を担当する者は、それぞれ以下に掲げる資格及び実績を有する者とする。

各業務に当たる者の資格要件を満たす者が資格要件を満たす複数の業務に当たること

は認めるものとする。

ア 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、業務に当たる者が複数である場合は、bの要件は、全ての者が満たすことを要し、aの要件は、1者以上が満たすこと。

a 令和4年度において大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期（昭和60年大分県告示第285号）に基づき建築関係コンサルタント業務に係る入札参加資格を有する者であること。

b 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は次の要件を全て満たすこと。ただし、業務に当たる者が複数である場合は、bの要件は、全ての者が満たすことを要し、aの要件は、1者以上が満たすこと。

a 令和4年度において大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期に基づき建築関係コンサルタント業務に係る入札参加資格を有する者であること。

b 建築士法第23条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、次の全ての要件を満たすこと。ただし、業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は全ての要件を満たすこと。

a 建築一式工事業の業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号に基づく特定建設業の許可を有し、大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和39年大分県告示第481号）の資格を受けている者であること。

b 建設業法第27条の23の規定に基づき直前の経営事項審査（建築一式工事）に係る総合評定値（P点）が950点以上の者であること。

エ 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は、次の全ての要件を満たすこと。

a 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格に基づき県庁舎等維持管理業務に係る入札参加資格を有する者であること。

b 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号の登録をしている者であること。

c 維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

4 入札手続等

(1) 担当課

郵便番号870 - 8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県総務部県有財産経営室公共施設総合管理班（大分県庁舎本館3階）

電話 097 - 506 - 2975

FAX 097 - 506 - 1830

E-mail beppu11150@pref.oita.jp

(2) 入札説明書等

入札説明書、要求水準書、審査基準等については、別府庁舎建替事業のホームページから直接入手すること。

別府庁舎建替事業ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/11150/beppu11150.html>

(3) 入札参加資格等の確認

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書の受付

本入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認に関する提出書類を以下のとおり提出すること。

a 受付期間

令和4年11月22日（火）から同月25日（金）まで

b 提出方法

電子メールへの添付により次のアドレスに提出すること。電子メールの件名は、「別府総合庁舎建替事業 入札参加確認申請書等の提出」とすること。電子メール送信後、24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信が無い場合は、5(1)担当課へ連絡すること。

E-mail beppu11150@pref.oita.jp

<p>イ 競争入札参加資格確認審査結果の通知</p> <p>資格確認結果は、競争入札参加資格確認申請を行った者に対し、令和4年12月9日（金）に書面にて通知する。併せて、提案受付番号を通知する。</p> <p>ウ 入札参加資格がないと認められた理由の説明の受付、回答</p> <p>入札参加資格がないとされた者は、以下により、その理由について書面により説明を求められることができる。</p> <p>    a 提出日時 令和4年12月12日（月）～令和4年12月15日（木）</p> <p>    b 提出方法 説明要求の書面（様式自由）をメールにより提出すること。</p> <p>    c 回答 県は、説明を求めた者に対し、令和4年12月22日（木）までに書面により回答する。</p> <p>(4) 入札提出書類の提出</p> <p>入札参加者は、入札提出書類を以下のとおり提出しなければならない。入札提出書類の種類及び提出部数等、作成に当たつての要領は、入札説明書別添資料3「提出書類作成要領及び様式」に示す。入札提出書類は、持参又は郵送すること。</p> <p>入札提出書類のうち入札書は、任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず宛名「大分県総務部県有財産経営室公共施設総合管理班」、「入札参加者名」及び「別府総合庁舎建替事業に係る入札書在中」（朱書）と記載すること。</p> <p>ア 入札提出書類を持参する場合</p> <p>    a 受付期間 令和5年1月6日（金）～令和5年1月11日（水）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時～正午及び午後1時～4時</p> <p>    b 受付場所 大分県総務部県有財産経営室</p> <p>イ 入札提出書類を郵送する場合</p> <p>    a 受領期限 令和5年1月11日（水）午後4時必着</p> <p>    b 送付先 大分県総務部県有財産経営室公共施設総合管理班</p>	<p>    c 送付方法 必ず「配達記録郵便」とすること。また、提案書及びその他の提出書類を封筒に入れ密封し、表に「別府総合庁舎建替事業に係る提案書在中」と朱書して郵送すること。</p> <p>5 落札者の決定</p> <p>(1) 落札者の選定及び決定 本件入札は、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して、最も優れた提案を行ったものを落札者として決定する総合評価一般競争入札方式により行う。 審査は、価格及びその他の要素を総合的に評価し、最も優秀な提案を選定する。県は、提案内容の審査に関して、公平性、競争性及び透明性を確保した上で、幅広い専門的見地からの意見を参考とするために、学識経験者等により構成される「別府総合庁舎建替事業業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し行う。 県は、選定委員会により選定された最優秀提案をもとに、落札者を決定する。</p> <p>(2) 入札結果の通知及び公表 入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に文書で通知する。電話等による問合せには応じない。</p> <p>入札結果は、審査結果と併せて県のホームページにおいて公表する。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 本件工事請負契約の締結は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後本契約となるものである。</p> <p>(2) 手続において使用する言語、通貨及び時刻は日本語、日本国通貨及び日本標準時に限る。</p> <p>(3) 入札保証金及び契約保証金 ア 入札保証金 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項の規定により免除とす。 イ 契約保証金 庁舎建替事業 設計・建設費の100分の10以上及び維持管理費の100分の10以上を納付すること。 ただし、大分県契約事務規則第5条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される場合がある。</p>
---	---

<p>・ 余剰地活用事業 提案書に記載の賃料の1か月分を納付すること。</p> <p>(4) 入札無効に関する事項 次のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。 なお、入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者その他開札の時に「2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 競争入札参加申込兼資格確認申請書に記載された代表者以外の者が行った入札</li> <li>b 入札参加資格のない者が行った入札</li> <li>c 委任状が提出されていない代理人の入札</li> <li>d 同一事項の入札につき他の代理人を兼ね、又は二人以上の代理人をした者の入札</li> <li>e 入札時刻に間に合わなかった者の入札</li> <li>f 記名押印を欠いた入札</li> <li>g 入札金額を訂正した入札</li> <li>h 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札</li> <li>i 明らかに連合によると認められる入札</li> <li>j 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札</li> <li>k その他入札に関する条件に違反した者の入札</li> </ul> <p>(5) 詳細は、別府総合庁舎建替事業入札説明書等によるものとする。</p> <p>(6) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p>	<p>(4) Tenders Submitted in person: Accepted from January 6th 2023 (Friday) until January 11th 2023 (Wednesday), between the hours of 9:00 AM and 0:00 PM and 1:00 PM and 4:00 PM Bypost: Accepted until January 11th 2023 (Wednesday)</p> <p>(5) Contact point for the tender documentation Planning and Coordination Section Prefectural Property Utilization Promotion Office General Affairs Department Oita Prefecture Government 3-1-1 Ohte-machi, Oita City 870-8501 TEL:097-506-2975 E-mail:beppu11150@pref.oita.jp</p>
<p>7 Summary</p> <p>(1) Official in charge of disbursement of the Procuring entity Hirose Katsusada Governor of Oita Prefecture</p> <p>(2) The name and quantity of the goods or services procured Design work, construction work and Maintenance concerning the rebuild construction Beppu General Office</p> <p>(3) Examination of qualification By E-mail:beppu11150@pref.oita.jp Accepted from November 22nd 2022 (Tuesday) until November 25th 2022(Friday)</p>	